

# 経営開始支援助成金

山形県では、県外からの移住者（Ｕターン含む）で、**農業に関わる多様な担い手**が安定して営農を開始できるよう、就農資金を支援します！

## 助成対象者

本県への移住者※で新たに営農を開始する方

※ Ｕターンによる移住を含む

## 対象者要件

下記の要件をすべて満たす方※

- ① 令和6年4月1日以降に県外から山形県へ移住した方（令和4年4月1日以降に本県移住し、県内の研修機関等で研修した方を含む）
- ② 令和7年4月1日以降に新たに農業を始める方（農業経営体の専従者となる場合を含む）
- ③ 満18歳以上満65歳未満の方
- ④ 国庫事業（新規就農者育成総合対策等）の対象とならない方
- ⑤ 認定新規就農者でない方

※1 外国人のうち、「永住者」、「日本人等の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する方

※2 農地の取得要件等については、国庫事業に準じます



## 交付対象経費

営農開始時に必要な経費（農地確保や資材等の購入に要する経費）

## 助成額等

**75万円（定額）** 最長1年間

## 募集期間

**令和7年6月2日（月）～令和7年6月25日（水）**

※ 各市町村における募集期間が別途ありますので、お住まいの市町村の農政担当課までお問い合わせください。

## 手続きの流れ

概ね、下記のように行います。

### STEP 1

営農計画等の作成（助成対象者 → 各市町村）

### STEP 2

営農計画等の承認（各市町村 → 助成対象者）

### STEP 3

交付申請（助成対象者 → 各市町村）

### STEP 4

交付決定（各市町村 → 助成対象者）

※ 申請窓口はお住まいの各市町村になります。

必要書類については、各市町村の農政担当課にお問い合わせください。

◇ 県ホームページにも要望調査について掲載していますので、ご覧ください。



## 事業内容に関するお問い合わせ先

| 担当課名                               | 所在地                | 電話番号         |
|------------------------------------|--------------------|--------------|
| 村山総合支庁農業振興課（農産振興担当）                | 山形市鉄砲町二丁目19-68     | 023-621-8385 |
| 最上総合支庁農業振興課（地域農政担当）                | 新庄市金沢字大道上2034      | 0233-29-1320 |
| 置賜総合支庁農業振興課（地域農政担当）                | 米沢市金池七丁目1-50       | 0238-26-6049 |
| 庄内総合支庁農業振興課（地域農政担当）                | 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 | 0235-66-5497 |
| 山形県庁農業経営・所得向上推進課<br>農業担い手・所得向上推進担当 | 山形市松波二丁目8-1        | 023-630-2464 |